

監査委員公表第624号

平成29年2月24日付け監査第602号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月18日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 元 吉 俊 博
 大分県監査委員 馬 場 林

1 平成28年度行政監査の結果（平成29年2月24日付け監査第602号）に基づく措置

- (1) 概要 「措置済」48件、「検討中」1件
- (2) 措置の状況

県有施設の安全・安心（施設管理の在り方）に係る措置の状況（平成30年3月31日現在）			
項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「監査対象施設」	措置の概要
1 計画的な保全管理			
(1) 安全点検計画の作成及び点検の実施に係る問題点	(現状) 学校保健安全法施行規則第28条第1項に規定されている毎学期1回以上の点検が、1校で実施されていなかった。 (改善検討事項) 定期点検を実施すること。	日田三隈高等学校 「日田三隈高等学校」	平成28年度は1学期（6月）、2学期（12月）、3学期（3月）に、定期点検を実施した。 今後は、年度当初に作成する「学校安全計画」に点検計画を記載するとともに、点検後は校長まで報告を行うこととし、着実に点検を実施するよう改善を図った。 【措置済】
(2) 利用者の視点に立った日常点検等の実施に係る問題点	(現状) 大分県港湾施設管理条例第3条の規定に基づく使用許可申請において、使用許可範囲が確認できる図面などが添付	臼杵土木事務所 「臼杵港県営上屋」	許可更新の際に必要な許可範囲を示す図面の添付がないことを、職員が見過ごしていたことが使用許可範囲を把握できて

	<p>されておらず、職員が使用許可範囲について把握できていない状況であった。</p> <p>(改善検討事項)</p> <p>使用許可状況を正確に把握すること。</p>		<p>いなかった原因であったため、正確な範囲を確定し新たに図面作成のうえ申請書への添付を行った。</p> <p>今後は、更新の際に申請者に対して図面の添付が必須である旨を通知するとともに、職員が図面に示された使用範囲と申請場所が一致しているかどうかを現地で実測する等のチェック体制を整えた。</p> <p>【措置済】</p>
<p>(3) 日常点検の実施基準に係る問題点</p> <p>ア 日常点検マニュアル等の作成に係るもの</p>	<p>(現状)</p> <p>知事部局及び教育庁では、日常点検の実施方法について全庁的な統一の基準は示されておらず、日常点検の点検周期や点検方法等の実施状況は、同種の施設においても施設ごとにはばらつきが見受けられた。</p> <p>(改善検討事項)</p> <p>日常点検の実施に係る全庁的な統一の基準の策定について検討すること。</p>	<p>県有財産経営室</p>	<p>日常点検の実施方法に関する全庁的な統一の基準として、「施設管理者のための点検マニュアル」を作成し、平成29年3月27日付けで各施設管理者に通知した。</p> <p>【措置済】</p>
		<p>教育財務課</p>	<p>教育庁所管施設点検マニュアルを平成29年3月に教育財務課で作成し、平成29年3月28日付けで教育財務課長及び体育保健課長名により各県立学校長及び各教育施設管理主管課長に通知するとともに、学校担当者及び社会教育施設等の担当者も含めた研修会で指導を行</p>

			っている。 【措置済】
	<p>(現状) 県立学校については、『生きる力』をはぐくむ学校での「安全教育」において、計画的な点検のためには実施要領の整備が不可欠であると記載されているが、45校で作成されていなかった。</p> <p>(改善検討事項) 実施要領の整備に係る適切な指導について検討すること。</p>	<p>体育保健課【学校安全・安心支援課】</p> <hr/> <p>教育財務課</p>	<p>教育庁所管施設点検マニュアルを整備し、マニュアルに示した「日常点検要領」により、県立学校は毎授業日ごとに、社会教育施設等は開館日に異常がないか確認するよう、平成29年7月11日開催の説明会において指導した。</p> <p>併せて、日常点検の結果、危険箇所は遅滞なく改善を図り、対応できない場合は、施設整備窓口である教育財務課に相談するよう指導した。</p> <p>また、その情報は関係各課で共有している。</p> <p>【措置済】</p>
イ	<p>チェックリストを使用した日常点検の実施に係るもの</p> <p>(現状) 日常点検の実施において、4割の施設でチェックリストが使用されていなかった。</p> <p>(改善検討事項) チェックリストの作成についての指導又は助言、チェックリストの例示、チェックリストを使用した点検の実施に係る指導について検討すること。</p>	<p>県有財産経営室</p>	<p>施設管理者を対象とした研修会（平成29年度は4月28日実施）において、チェックリストを使用した点検の指導を行った。</p> <p>また、法定点検等で土木事務所職員等の建築技術職員が各施設を訪問する際に、チェックリストの作成やチェックリストを使用した点検について、施設管理者に対して指導・助言を行うことと</p>

			した。 【措置済】
		体育保健課【学 校安全・安心支 援課】	点検区分(定期・日常) ごとに、施設管理者が点 検できるよう、既存のチ ェックリストを改善し、 教育庁所管施設点検マニ ュアルに盛り込んだ。 また、教育財務課の建
		教育財務課	築技術職員が施設管理者 に対し、新たな点検マニ ュアル、チェックリスト に基づいた点検の実施方 法について、指導・助言 を行っている。 【措置済】
2 保全管理の 改善・向上の 取組			
(3) 安全点検 に関する職 員研修及び 指導・相談 体制に係る 問題点	(現状) 知事部局及び指定管理施 設等を対象とした平成28年 度の研修会における出席状況 は、約31.7%と低調であり、 また、その原因について把握 できていなかった。 (改善検討事項) 効果的な研修会を実施する ため、出席促進や欠席した機 関へのフォローアップなどの 対策を検討すること。	県有財産経営室	研修会の出席率の向上 を図るため、平成29年度 から開催通知を施設所管 課と併せて施設管理者に 対しても行うこととし た。 なお、平成29年度にお いては、職員向けの庁内 イントラネットにも開催 通知を掲出し、周知を図 った。 また、欠席した機関に 対するフォローアップと して、職員向けの庁内イ ントラネットに研修会資

	<p>(現状)</p> <p>青少年の家や県立図書館等の教育機関を対象とした研修会等は実施しておらず、施設の保安全管理に係る統一的な指導が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>(改善検討事項)</p> <p>県有建築物の計画的な保全を推進するために、施設の適切な保安全管理に関する統一的な指導や相談体制の整備について検討すること。</p>	教育財務課	<p>料を掲出するとともに、「防災映像配信システム」により研修会の映像配信を行うこととした。</p> <p>【措置済】</p> <p>毎年開催している学校施設担当者等に対する説明会の対象者を拡大し、社会教育施設等の担当者を含めた点検担当者への研修会を平成29年7月11日に開催した。</p> <p>また、今回新たに相談・指導窓口を教育財務課に決定し、同研修会で周知を図った。</p> <p>【措置済】</p>
<p>3 施設の耐震化等利用者の安全対策</p>	<p>(2) 転倒・移動・落下防止対策及び落下物防止対策に係る問題点</p> <p>ア 転倒・移動・落下防止対策に係るもの</p> <p>(現状)</p> <p>監査対象全85施設のうち24施設(28.2%)において、一部未対策であり、このうち1施設においては、予算の都合により対応が遅延し、多数の物品が未対策となっている状況であった。</p> <p>(改善検討事項①)</p> <p>本庁所管課と連携し、早急に対策を講じること。</p>	産業科学技術センター 「産業科学技術センター」	<p>平成28年度は、地震時の揺れが大きいと推測される最上階3階のうち、一般県民の利用も多い食品産業担当部門の13室で、実験器具棚、冷蔵庫、キャビネットなど転倒の可能性が高い機器を優先し耐震補強治具設置を行った。</p> <p>対象物品が多数あり、単年度では対応困難なた</p>

			<p>め、対策の優先順位付けを行い、平成29年度から平成31年度までの3か年による実施計画を作成し、計画に沿って順次対策を実施することとした。</p> <p>【措置済】</p>	
<p>(改善検討事項②)</p> <p>その他の一部未対策である23施設の管理者は、対策の必要性を判断し、適切に対応すること（監査後、対策済みの7施設を除く16施設）。</p>	<p>南部振興局</p> <p>「佐伯総合庁舎」</p>	<p>一部未対策であった物品（パソコンモニター）について、耐震粘着ゴムを設置し対策を講じた（平成29年2月27日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	<p>一部未対策であった物品（パソコンモニター）について、耐震粘着ゴムを設置し対策を講じた（平成29年2月27日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	
	<p>芸術文化振興課</p> <p>【芸術文化スポーツ振興課】</p> <p>「総合文化センター」</p>	<p>未対策であった事務室内の棚の連結及び床固定の処置を行い、舞台袖のロッカーの上にある重量物については、落下防止のため低所に移動した。</p> <p>また、額縁及び展示品については、吊り部の補強を行った（平成29年3月31日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	<p>未対策であった事務室内の棚の連結及び床固定の処置を行い、舞台袖のロッカーの上にある重量物については、落下防止のため低所に移動した。</p> <p>また、額縁及び展示品については、吊り部の補強を行った（平成29年3月31日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	<p>未対策であった事務室内の棚の連結及び床固定の処置を行い、舞台袖のロッカーの上にある重量物については、落下防止のため低所に移動した。</p> <p>また、額縁及び展示品については、吊り部の補強を行った（平成29年3月31日完了）。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>観光・地域振興課</p> <p>「別府コンベンションセンター」</p>	<p>未対策であった物品（ロッカー6台、棚10台、テレビ1台）について、固定用器具や結束バンドにより固定し、転倒防止対策を講じるとともに、上部の重量物の除去を行った（平成29年3月12日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	<p>未対策であった物品（ロッカー6台、棚10台、テレビ1台）について、固定用器具や結束バンドにより固定し、転倒防止対策を講じるとともに、上部の重量物の除去を行った（平成29年3月12日完了）。</p> <p>【措置済】</p>	<p>未対策であった物品（ロッカー6台、棚10台、テレビ1台）について、固定用器具や結束バンドにより固定し、転倒防止対策を講じるとともに、上部の重量物の除去を行った（平成29年3月12日完了）。</p> <p>【措置済】</p>

<p>北部保健所 「北部保健所」</p>	<p>未対策であった物品 (キャビネット) について、転倒防止対策を講じた(平成29年3月22日完了)。 【措置済】</p>
<p>大分高等技術専門校 「大分職業訓練センター」</p>	<p>未対策であった物品 (キャビネット・ロッカー・書類棚・コピー機・複合機・テレビ等) について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年6月2日完了)。 【措置済】</p>
<p>地域農業振興課 「大分農業文化公園・都市農村交流研修館」</p>	<p>未対策であった物品 (キャビネット) について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年5月17日完了)。 【措置済】</p>
<p>林務管理課 「林業研修所」</p>	<p>未対策であった物品 (ロッカー) について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成28年11月15日完了)。 【措置済】</p>
<p>森林整備室【森との共生推進室】 「青少年の森」</p>	<p>未対策であった物品 (キャビネット、ロッカー) について、転倒・移動・落下防止対策を講じた(平成29年2月23日完了)。 【措置済】</p>
<p>体育保健課</p>	<p>未対策であった事務室</p>

「庄内屋内競技場」	内のキャビネットについて、転倒防止対策を講じた（平成29年3月完了）。 【措置済】
香々地青少年の家 「香々地青少年の家」	未対策であった施設（管理棟、宿泊棟本館、宿泊棟別館、研修棟、プレイホール、キャンプ場管理棟）全般の物品（キャビネット、ロッカー等）110個について、転倒防止対策を講じた（平成29年6月27日完了）。 【措置済】
別府鶴見丘高等学校 「別府鶴見丘高等学校」	未対策であった体育館のピアノについて、移動防止対策を講じた（平成29年4月完了）。 【措置済】
佐伯豊南高等学校 「佐伯豊南高等学校」	未対策であった管理棟から教室棟への渡り廊下にある生徒用ロッカーについて転倒防止対策を講じた（平成29年6月完了）。 【措置済】
日田三隈高等学校 「日田三隈高等学校」	未対策であった体育館のピアノについて、移動防止対策を講じた（平成29年5月完了）。 【措置済】
中津東高等学校 「中津東高等学校」	未対策であった各普通教室内の掃除用具用ロッカーについて、転倒防止対策を講じた（平成29年

			4月完了)。 【措置済】
		安心院高等学校 「安心院高等学 校」	未対策であった管理棟、教室棟、農業棟、作物園芸実習室、プールに設置しているキャビネット等について、転倒防止対策を講じた（平成29年9月完了）。 【措置済】
		大分支援学校 「大分支援学校」	未対策であった中部プレイルームの椅子収納台について、教室内に新設された倉庫に収納し、対策を講じた（平成29年3月完了）。 【措置済】
(5) 県立学校における毒劇物の定期点検に係る問題点	(現状) 県立学校では、毒劇物について毎学期1回以上の定期的な点検を行うこととされているが、実施していない学校が1校見受けられた。 (改善検討事項) 定期点検を実施すること。	爽風館高等学校 「爽風館高等学 校」	2学期制のため、平成28年度は、監査後の後期（平成28年10月）に1回実施した。 今後も毎学期に1回点検を行う。点検後は校長まで報告を行うこととし、着実に点検を実施するよう改善を図った。 【措置済】
4 施設管理者と本庁所管課等の連携			
(1) 安全点検結果の本庁所管課等へ	(現状) 「指定管理者制度運用ガイドライン」では、施設設備の	観光・地域振興課 「別府コンベン	平成29年3月分の業務報告書から、記載する業務内容に「安全点検の結

<p>の報告に係る問題点</p>	<p>維持管理状況（安全点検、修繕状況）については、原則、業務報告書に記載する業務内容として示されているが、1施設が県へ報告させていなかった。</p> <p>（改善検討事項） ガイドラインに沿った取扱いを行うこと。</p>	<p>ションセンター」</p>	<p>果」を追加し、報告させることとした。</p> <p>【措置済】</p>
<p>5 指定管理施設における管理責任の明確化</p>			
<p>(2) モニタリングの実施に係る問題点 ア 実地調査に係るもの</p>	<p>（現状） ガイドラインでは、モニタリングについて、施設所管課は書面調査のほか、施設の適正な管理業務を期するため、少なくとも年2回以上は実地で調査を行うものとされているが、6施設において実施されていなかった。</p> <p>（改善検討事項） ガイドラインに沿ったモニタリングを実施すること。</p>	<p>芸術文化振興課 【芸術文化スポーツ振興課】 「総合文化センター」</p> <hr/> <p>地域福祉推進室 「社会福祉介護研修センター」</p>	<p>平成28年度は12月と2月に実地調査（モニタリング）を実施した。</p> <p>今後は、モニタリングを着実に実施するため、実地調査の対応について関係機関及び班内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p> <p>平成28年度は、平成28年12月6日に実地調査（モニタリング）を実施した。</p> <p>平成29年度以降は、年2回以上（うち1回は土木建築部職員等の県有建築物保全調査を同時に実施）のモニタリングを着実に実施するため、実地</p>

	<p>調査の対応について関係機関及び班内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
公園・生活排水課	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した</p>
「大洲総合運動公園」	<p>(平成28年8月10日及び平成29年2月22日)。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
「大分スポーツ公園」	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した</p> <p>(平成28年7月27日及び平成28年11月29日)。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
「ハーモニーパーク」	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した</p> <p>(平成28年7月26日及び平成28年11月7日)。</p> <p>また、今後はモニタリングを着実に実施するため、関係機関及び所属内での情報共有を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
体育保健課	<p>平成28年度は2回のモニタリングを実施した</p>

		「総合体育館」	<p>モニタリングを実施した (平成28年7月及び平成29年3月)。</p> <p>今後もガイドラインに沿ったモニタリングを行う。</p> <p>【措置済】</p>
イ 土木建築部職員等の同行による調査に係るもの	<p>(現状)</p> <p>ガイドラインでは、モニタリングについて、施設所管課は書面調査のほか、施設の適正な管理業務を期するため、少なくとも年2回以上は実地で調査を行うものとされ、また、そのうち1回以上は、土木建築部職員等の同行による危険箇所等の調査を実施することとされているが、6施設においてガイドラインに沿った同行調査が実施されていなかった。</p> <p>(改善検討事項)</p> <p>ガイドラインに沿った同行調査を実施すること。</p>	<p>芸術文化振興課</p> <p>【芸術文化スポーツ振興課】</p> <p>「総合文化センター」</p>	<p>平成28年度は土木建築部職員との同行調査を8月に実施した。</p> <p>平成29年度以降は、同行調査に係る対応について関係機関との情報共有を行い、実施の徹底を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
		<p>地域福祉推進室</p> <p>「社会福祉介護研修センター」</p>	<p>これまで、土木建築部職員等による県有建築物保全調査は実施されてきたが、同時に行うべき地域福祉推進室職員による実地調査は実施していなかった。</p> <p>今後は、ガイドラインに沿って、実地調査を着実に実施するよう、関係機関との情報共有を行い、対応を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
		<p>自然保護推進室</p> <p>「長者原オートキャンプ場」</p>	<p>平成27年度は、施設所管課(観光・地域振興課)と土木建築部職員との間で日程の調整ができず、</p>

			<p>別々に実地調査を行ったが、平成28年度はガイドラインに基づき、土木建築部職員の同行により実地調査を行った。</p> <p>今後は、同行調査に係る対応について、関係機関との情報共有を図り、着実に実施することとした。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>公園・生活排水課 「大分スポーツ公園」</p>		<p>これまで建築基準法第12条に基づく定期点検に併せて同行調査を実施してきたが、業務報告書で報告された修繕箇所の確認が実施されていなかった。</p> <p>今後は、修繕箇所の確認も併せて計画的に実施するよう関係機関と連携し、徹底を図ることとした。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>「ハーモニーパーク」</p>		<p>これまで建築基準法第12条に基づく定期点検に併せて同行調査を実施してきたが、業務報告書で報告された修繕箇所の確認が実施されていなかった。</p> <p>今後は、修繕箇所の確認も併せて計画的に実施するよう関係機関と連携し、徹底を図ることとし</p>

			た。 【措置済】
		体育保健課 「総合体育館」	平成28年度は、ガイドラインに沿った教育財務課建築技術職員の同行調査を、平成28年7月に1回実施した。 平成29年度以降も1回の同行調査を実施する。 【措置済】
(3) 管理物件の修繕に係る責任分担に係る問題点	(現状) ガイドラインでは、管理物件の修繕について指定管理者が負担する場合は、1件当たりの上限額と各年度の負担総額の上限額を協定書に明示することとされているが、各年度の負担総額の上限額について、3施設において明示されていないかった。 (改善検討事項) ガイドラインに沿った取扱いについて検討すること。	芸術文化振興課 【芸術文化スポーツ振興課】 「総合文化センター」	平成30年度からの次期指定管理更新時に、上限額を明示することとした。 【措置済】
		観光・地域振興課 「別府コンベンションセンター」	平成30年度からの基本協定の変更に向けて、共同運営管理者である別府市と足並みをそろえる必要があることから、変更時期及び内容について協議を重ねたが合意に至らなかったため、引き続き対応を検討する。 【検討中】
		体育保健課 「庄内屋内競技場」	ガイドラインに明示されている修繕の各年度の負担総額の上限額について、平成29年3月に基本協定の変更を実施した。 【措置済】
(4) 施設所管課の直接対応窓口の周	(現状) ガイドラインでは、施設利用者から施設所管課に対し苦	芸術文化振興課 【芸術文化スポーツ振興課】	施設のホームページに施設所管課、指定管理者の窓口を明記し周知を図

<p>知の取組に係る問題点</p> <p>情や要望等が直接行えるよう施設所管課に対応窓口を設けるとともに、施設パンフレットや施設ホームページ、県庁ホームページ等に、当該窓口と対応責任者を明記することなどにより周知を図るものとする」とされているが、12施設については取組が行われていなかった。</p> <p>(改善検討事項)</p> <p>周知の取組を行うこと(監査後周知が行われた4施設を除く8施設)。</p>	<p>「総合文化センター」</p>	<p>った(平成29年2月20日完了)。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>観光・地域振興課</p> <p>「別府コンベンションセンター」</p>	<p>施設のホームページに施設所管課、指定管理者の窓口を明記し周知を図った(平成29年2月16日完了)。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>森林整備室【森との共生推進室】</p> <p>「青少年の森」</p>	<p>大分県県民の森の施設のホームページに、施設の所管課を明記し周知を図った(平成29年2月15日完了)。</p> <p>なお、当該施設は平成29年4月から森との共生推進室の所管となったため、ホームページの記載を変更した。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>港湾課</p> <p>「別府港県営3号上屋」</p>	<p>施設のホームページに、施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図った(平成29年2月完了)。</p> <p>【措置済】</p>
	<p>公園・生活排水課</p> <p>「大洲総合運動公園」</p> <p>「ハーモニーパーク」</p>	<p>大洲総合運動公園の施設のホームページに施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図った(平成29年2月完了)。</p> <p>【措置済】</p> <p>ハーモニーパークの施設のホームページに施設所管課の直接対応窓口を</p>

			掲載し、周知を図った(平成29年2月完了)。 【措置済】
		体育保健課 「総合体育館」	総合体育館のホームページに体育保健課が施設の直接対応窓口であることを掲載し、周知を図った(平成29年3月完了)。 【措置済】
		「庄内屋内競技場」	由布市のホームページに体育保健課が施設の直接対応窓口であることを掲載し、周知を図った(平成29年3月完了)。 【措置済】
6 全庁的なマネジメント			
(2) 県立学校の安全管理に係る問題点	(現状) 毎学期1回以上の定期点検が1校で未実施であったほか、文部科学省が『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』で推奨している毎月1回の点検については、本県では統一的な取組がなされていない状況であった。 (改善検討事項) 法令で定められた点検の実施について適切な指導及び定期点検の統一的な取組について検討すること。	体育保健課【学校安全・安心支援課】	建築基準法に基づく定期点検は年1回、学校保健安全法に基づく定期点検は毎学期1回以上、日常点検は授業日毎に実施し、法令に基づく定期点検は、教育庁所管施設点検マニュアルに基づき、担当者がチェックリストに記録して、校長に報告するよう指導した。 危険箇所は遅滞なく改善を図り、学校で対応できない場合は、施設整備窓口である教育財務課に相談するよう指導した。その情報は関係課も共有することとしている。

		<p>また、すべての県立学校で新年度始業式までに教育庁所管施設点検マニュアルに基づき定期点検を実施した。</p> <p>毎月1回の点検については、施設・設備の使用状況や学校の実情に応じて月ごとに点検箇所を決め、学校安全計画により計画的に実施するよう指導した。</p> <p>【措置済】</p>
--	--	---

(注) 「監査対象機関」欄の【 】内は、平成29年4月1日組織改編後の監査対象施設管理機関等である。